

毒物劇物業務上取扱者

各種届出等の手引き

(法第22条第1項、第2項、第3項)

- ・ 政令で定める事業を行う者であつてその業務上シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物を取り扱うものは、事業場ごとに、その業務上これらの毒物又は劇物を取り扱うこととなった日から **30 日以内に**、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を、その事業場の所在地の都道府県知事（保健所を設置する市は市長）に届け出なければならない。
 - 1 氏名又は住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - 2 シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物のうち取り扱う毒物又は劇物の品目
 - 3 事業場の所在地
 - 4 その他厚生労働省令で定める事項
- ・ 前項の規定に基づく政令で制定された場合においてその政令の施行により同項に規定する者に該当することとなった者は、その政令の施行の日から **30 日以内に**、同項の規定の例により同項各号に掲げる事項を届け出なければならない。
- ・ 前二項の規定により届出をした者は、当該事業場におけるその事業を廃止したとき、当該事業場において第1項の毒物若しくは劇物を業務上取り扱わないこととなったとき、又は同項各号に掲げる事項を**変更**したときは、その旨を当該事業場の所在地の都道府県知事（保健所を設置する市は市長）に届け出なければならない。

(施行規則第18条)

法第22条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める事項は、事業場の名称とする。

大阪市健康局生活衛生部 生活衛生課（薬務指導グループ）

〒530-8201

大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市役所 2 階

TEL 06-6208-9986

届出書の用紙は

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000161468.html>

からダウンロードすることができます。

※本手引きに未反映の改正がある場合がありますので、
最新の情報については上記URLからご確認ください。

目次

第1 毒物劇物業務上取扱者について

- 1 毒物劇物業務上取扱者とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 毒物劇物業務上取扱者の設備基準等留意事項・・・・・・・・5

第2 毒物劇物業務上取扱者届出

- 1 毒物劇物業務上取扱者届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2 新規届出に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第3 各種届出等

- 1 変更届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 2 毒物劇物取扱責任者変更届・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 3 廃止届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第4 届出等の記載方法

- 1 毒物劇物業務上取扱者届書・変更届・・・・・・・・・・9
- 2 毒物劇物取扱責任者設置届・毒物劇物取扱責任者変更届・・・・12
- 3 廃止届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 4 添付書類の省略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

第1 毒物劇物業務上取扱者について

1 毒物劇物業務上取扱者とは

毒物劇物を製造・輸入または販売、授与するのではなく、原材料として使用または運送する等毒物劇物をその業務上取り扱う者を、毒物劇物業務上取扱者と呼びます。

毒物劇物業務上取扱者は、次の2つに分類されます。

- (1) 届出を要する業務上取扱者（法第22条第1項）

→ 届出要業務上取扱者

- (2) 届出を要しない業務上取扱者（法第22条第5項）

→ 届出不要業務上取扱者

具体的に各事業者が上記(1)・(2)どちらの業務上取扱者に該当するかを以下に示します。

- (1) 届出要業務上取扱者（いずれも大阪市長に届出が必要）（法第22条第1項）

下表の左欄に掲げる業種で、右欄に掲げる毒物劇物を取り扱う事業者が該当します。

（施行令第41条、第42条、別表第2）

「届出要業務上取扱者」の業種	「業務取扱上届出を要する毒物劇物」の種類
①電気めっきを行う事業	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
②金属熱処理を行う事業	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
③最大積載量が5,000キログラム（5トン）以上の自動車、若しくは被牽引自動車（以下「大型自動車」という。）に固定された容器を用い、又は内容積が1,000リットル以上（四アルキル鉛を含有する製剤のみ200リットル以上）の容器を大型自動車に積載して行う毒物又は劇物の運送の事業	一 黄燐 二 四アルキル鉛を含有する製剤 三 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの 四 弗化水素及びこれを含有する製剤 五 アクリルニトリル 六 アクロレイン 七 アンモニア及びこれを含有する製剤（アンモニア10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの 八 塩化水素及びこれを含有する製剤（塩化水素10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの 九 塩素 十 過酸化水素及びこれを含有する製剤（過酸化水素6%以下を含有するものを除く。） 十一 クロルスルホン酸 十二 クロルピクリン 十三 クロルメチル

	十四 珪 ^{けい} 弗 ^ふ 化水素酸 十五 ジメチル硫酸 十六 臭素 十七 硝酸及びこれを含有する製剤（硝酸 10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの 十八 水酸化カリウム及びこれを含有する製剤（水酸化カリウム 5%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの 十九 水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤（水酸化ナトリウム 5%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの 二十 ニトロベンゼン 二十一 発煙硫酸 二十二 ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド 1%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの 二十三 硫酸及びこれを含有する製剤（硫酸 10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの
④しろありの防除を行う事業	砒 ^ひ 素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤

※「〇〇を含有する製剤」とは：

毒物及び劇物指定令において「〇〇を含有する製剤」と規定されている物質で、濃度の指定がない場合には、当該物質を含有する製剤はその濃度によらず毒物又は劇物と見なされます。ただし、毒物又は劇物たる成分を含有していたとしても、当該成分が製造過程等に由来する不純物の場合は毒物又は劇物の対象物とは見なしません。

※「〇〇を含有する製剤」と書いていないものは「原体」のみを指します。

※「原体」とは：

原則として化学的純品を指すものですが、製造過程等に由来する不純物を含むもの、あるいは純度に影響のない程度に香を付け、又は着色したものは原体と見なされます。

届出要業務上取扱者には次のような規制があります。

ア 業務の届出（法第 22 条第 1 項）

事業場ごとに、届出を要する毒物劇物をその業務上取り扱うこととなった日から、30 日以内に、次の事項を届け出なければなりません。

- ・氏名及び住所（法人の場合には、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ・当該事業場で取り扱う毒物劇物の品目
- ・事業場の所在地及び名称

届出を要する毒物劇物を業務上取り扱わないことになったとき、又は上記届出事項を変更したときは、廃止届や変更届が必要となります。（法第 22 条第 3 項）

イ 毒物劇物取扱責任者の届出（法第 22 条第 4 項で準用する法第 7 条第 3 項）

届出要業務上取扱者は、その事業場ごとに専任の毒物劇物取扱責任者を置かなければならず、設置したとき又は変更したときには、その事項を届け出なければなりません。

※ 毒物劇物取扱責任者の資格（法第 8 条第 1 項）

次の者でなければ、毒物劇物取扱責任者となることができません。

(ア) 薬剤師（第 1 号）

(イ) 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者（第 2 号）

(ウ) 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者（第 3 号）

次の者は、毒物劇物取扱責任者となることができません。

(ア) 18 歳未満の者

(イ) 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(ウ) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(エ) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者

～～～毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類～～～

※資格を証する書類は事業者の責任で必ず原本を確認してください。

(第1号) 薬剤師免許証

(第2号) 次による卒業証明書又は成績証明書（修得単位が確認できるもの）

ア 大学等において、応用化学に関する学課を修了した者

(ア) 薬学部

(イ) 理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科（化学専攻のものに限る）、生物化学科等

(ウ) 農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科・農芸化学科・農産化学科・園芸化学科・水産化学科・生物化学工学科・畜産化学科・食品化学科等

(エ) 工学部の応用化学科・工業化学科・化学工学科・合成化学科・合成化学工学科・応用電気化学科・化学有機工学科・燃料化学科・高分子化学科、染色化学工学科等

(オ) 上記以外で化学に関する授業科目の単位数が必修科目・選択科目等を合わせて28単位以上修得している又は必修科目の単位中50%以上である学科

ここで、化学に関する科目とは、次の分野に関する講義、実験及び演習とする。

ただし、「化学」の文字が入っていない科目名であっても、講義内容等から総じて化学に関する科目と認められる場合には単位数に算入して差し支えない。

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生物化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学、地球環境化学、工業技術基礎（化学）、課題研究（化学）等

有機構造解析、無機材質学、マテリアル工学、高分子合成、食品工学、代謝生物学、機器分析、環境評価、環境リスク管理等

（ア）～（エ）卒業証明書
（オ）卒業証明書及び成績証明書（修得単位数が確認できるもの）

イ 高等専門学校において、工業化学科又はこれに代わる応用化学に関する学課を修了した者

ただし、学科名により判断できない場合には、アの（オ）を準用し、化学に関する科目28単位以上修得していること。

（学科名により判断できる場合は卒業証明書
学科名により判断できない場合は卒業証明書及び成績証明書（修得単位数が確認できるもの））

ウ 専門学校及び高等学校において、応用化学に関する学課を修了した者で、化学に関する科目を25単位以上修得した者（化学に関する科目はアの（オ）を準用）

※卒業証明書及び成績証明書（修得単位が確認できるもの）

エ 太学院において、応用化学に関する研究科を修了した者

（応用化学に関する研究科への該当性の判断においてはアの（ア）～（オ）を準用。なお、アの（オ）を準用する場合、大学と大学院の単位数を合算して差し支えない。）

（アの（ア）～（エ）修了証明書
アの（オ）修了証明書及び成績証明書（修得単位数が確認できるもの））

(第3号) 合格証（都道府県が行う毒物劇物取扱者試験）

(2) **届出不要業務上取扱者**（法第 22 条第 5 項）

すべての毒物劇物を業務上取り扱う者で、毒物劇物営業者、法第 22 条第 1 項該当者、特定毒物研究者以外の者が該当します。

〔 例：工場、事務所、研究所、学校などで毒物劇物を使用、消費等する者で
毒物劇物を製造、輸入、販売（授与）などしない者 〕

2 毒物劇物業務上取扱者の設備基準等留意事項

毒物劇物による危害を防止するためには、届出要業務上取扱者及び届出不要業務上取扱者に該当する事業者については、次に示す法に基づく毒物劇物業務上取扱者の留意点を遵守しなければなりません。

(1) 保管・管理・取扱い（法第 11 条）

ア 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。（法第 11 条第 1 項）

① 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物とを貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。

② 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。

イ 毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその事業所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。（法第 11 条第 2 項）

ウ その事業所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。（法第 11 条第 3 項）

エ 毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。（法第 11 条第 4 項）

(2) 表示（法第 12 条）

ア 毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。（法第 12 条第 1 項）

イ 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。（法第 12 条第 3 項）

(3) 毒物劇物の譲渡手続き（法第 14 条）

毒物劇物を購入する場合、毒物劇物販売業の登録を有する者から購入する。購入の際、次の事項を記載し、押印した書面の提出が必要となる。（法第 14 条、施行規則第 12 条の

2）

- | |
|---------------------------------------|
| ① 毒物又は劇物の名称及び数量 |
| ② 購入年月日 |
| ③ 氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地） |
| ④ 押印 |

(4) 廃棄（法第 15 条の 2）

毒物若しくは劇物又は法第 11 条第 2 項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければならない。（法第 15 条の 2）

※ 毒物劇物の廃棄については、本法以外にも廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、大気汚染防止法といった他法令も遵守する必要があります。

第 11 条第 2 項に規定する政令で定める物

施行令第 38 条 法第 11 条第 2 項に規定する政令で定める物は、次のとおりとする。

- 一 無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物（シアン含有量が 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下のものを除く。）
- 二 塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物（水で 10 倍に希釈した場合の水素イオン濃度が水素指数 2.0 から 12.0 までのものを除く。）

2 前項の数値は、厚生労働省令で定める方法により定量した場合における数値とする。

(5) 事故の際の措置（法第 17 条）

取り扱う毒物劇物が事業所の外に飛散し、漏れ、流れ出、染み出、又は地下に染み込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。（法第 17 条）

※保健衛生上の危害を防止するため、政令で、毒物又は劇物の運搬、貯蔵その他の取扱について、技術上の基準を定めていますので、お問い合わせください。

(6) 運送の事業の設備について（法第 16 条）

ア 事業場

毒物又は劇物の運送に関して、車両の選択、乗務員の指定、車両の保安、運転手の健康管理等について実地に掌握し、毒物劇物の運送の安全性について実地に管理できる場所を設けること。

イ 車両

- ① 1 回の運搬量が 5 トン以上（液体・気体）の積載車両には、大きさが 0.3 メートル平方で地を黒色、文字を白色として「毒」と表示した標識を車両の前後の見やすい箇所に掲げること。（施行令第 40 条の 5、施行規則第 13 条の 5）
- ② 1 回の運搬量が 1 トン以上の場合には、容器又は被包の外部に、その収納した毒物又は劇物の名称及び成分の表示がなされていること。（施行令第 40 条の 3）
- ③ 車両には保護具を備えること。

（施行令第 40 条の 5、施行規則第 13 条の 6、別表第 5 の備考）

- ・防毒マスクは、空気呼吸器又は酸素呼吸器で代替させることができる。
- ・防毒マスクは、隔離式全面形のものに、空気呼吸器又は酸素呼吸器は、全面形のものに限る。

- ・保護眼鏡は、プラスチック製一眼型のものに限る。
 - ・保護手袋、保護長ぐつ及び保護衣は、対象とする毒物又は劇物に対して不浸透性のものに限る。
- ④ 運送時の事故により、毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出、染み出、又は地下に染み込んだ場合に備えるために、運搬車両にイエロー・カードを備えること。
- ※他の法律(消防法、高圧ガス取締法等)の規制を受ける場合は、それぞれの基準にも従ってください。

第2 毒物劇物業務上取扱者届出

1 毒物劇物業務上取扱者届出

届出を要する毒物劇物業務上取扱者は毒物劇物をその業務上取り扱うようになった日から30日以内に新規届出が必要です。

- (1) 初めて事業を行う場合
- (2) 経営者が変わる場合(営業権の相続、譲渡など)
- (3) 組織変更の場合(届出者が個人⇄法人、法人の合併など)
- (4) 業務の種類が変わる場合
(電気めっきを行う事業から金属熱処理を行う事業に種類を変更する場合など)
- (5) 事業場を移転した場合(事業場所在地が変わった場合)

※大阪市外から大阪市内に移転した場合は新規届出が必要となりますが、大阪市内で移転した場合は変更届になります。仮の事業場を開設する場合も同様です。なお、大阪市内から大阪市外へ移転する場合の届出については、移転先の自治体にご確認ください。

※届出を怠り、又は虚偽の届出をした場合は法律により処罰されることもあります。

2 新規届出に必要な書類

(様式等は手引きをコピーするかホームページからダウンロードして使用してください。)

- (1) 毒物劇物業務上取扱者届書(毒物劇物取締法施行規則別記第18号様式)
※運送の事業の場合、取扱品目が欄内に書ききれない場合、別紙「取扱品目の変更事項」を使用してください。
- (2) 付近の見取図
- (3) 事業場の平面図(同一敷地内に複数の事業場等がある場合には当該敷地全体の配置図も必要)
- (4) 毒物劇物保管場所・保管庫の概要図(運送の事業においては、毒物劇物運搬車両の写真)
- (5) 届出者が法人の場合は登記事項証明書・・・・・・発行日より6か月以内のもの
- (6) 毒物劇物取扱責任者設置届(毒物劇物取締法施行規則別記第8号様式②)
- (7) 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類の写し(詳細についてはP.3を参照ください。)

※ 資格を証する書類は、必ず事業者の責任で原本を確認してください。

- (8) 毒物劇物取扱責任者の診断書・・・・・・発行日より3か月以内のもの
- (9) 雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類
- ※これらの書類のうち、一部については省略できる場合がありますので、P.13 記載の「添付書類の省略」をご参照ください。

第3 各種届出等

(様式等は手引きをコピーするかホームページからダウンロードして使用してください。)

1 変更届

次の事項について**変更**が生じた場合、**30日以内に変更届**を提出してください。

- (1) 届出者氏名、住所（法人の場合には、その名称、主たる事務所の所在地）
ただし、住居表示に関する法律に基づき住居表示変更が生じた場合は、変更届を提出する必要はありません。
- (2) シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物のうち**取り扱う毒物又は劇物の品目**
- (3) 事業場の名称
- (4) 事業場の住所（大阪市内間で移転した場合）
※次の事項については**変更届を提出する必要がありません**。
- (1) 法人の代表者役職名及び代表者氏名に変更が生じた場合
- (2) 引越し又は婚姻等により、毒物劇物取扱責任者の住所又は氏名に変更が生じた場合

変更届に必要な書類

- (1) 変更届（毒物劇物取締法施行規則別記第19号様式の(1)）
- (2) 添付書類（添付書類は次の表を参照してください。）

変更事項	事項欄記入例	添付書類
届出者氏名 (法人の場合には、その名称)	届出者氏名の変更	個人の場合：戸籍謄本、抄本又は戸籍記載事項証明書(注) 法人の場合：登記事項証明書(注)
届出者住所 (法人の場合には、主たる事務所の所在地)	届出者住所の変更	個人の場合：不要 法人の場合：登記事項証明書(注)
取扱品目	取扱品目の変更	不要（※運送の事業の場合は別紙「取扱品目の変更事項」を使用してください。）
事業場の名称	事業場名称の変更	不要
事業場の住所 (大阪市内間で移転した場合)	事業場住所の変更	付近の見取図、事業場の平面図、 毒物劇物保管場所・保管庫の概要図

(注)は**6か月以内**に発行されたもので、変更前後が確認できるもの

2 毒物劇物取扱責任者変更届

毒物劇物取扱責任者に**変更**が生じた場合、**30日以内に毒物劇物取扱責任者変更届**を提出してください。

- (1) 毒物劇物取扱責任者変更届（毒物劇物取締法施行規則別記第9号様式②）

- (2) 雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類
- (3) 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類の写し(詳細についてはP.4を参照ください。)
※ 資格を証する書類は、必ず事業者の責任で原本を確認してください。
- (4) 毒物劇物取扱責任者の診断書・・・発行日より3か月以内のもの
※これらの書類のうち、一部については省略できる場合がありますので、P.13記載の「添付書類の省略」をご参照ください。

3 廃止届

毒物劇物を業務上取り扱わなくなった場合には、30日以内に廃止届を提出してください。

廃止届（毒物劇物取締法施行規則別記第19号様式の(2)）

第4 届出等の記載方法

1 毒物劇物業務上取扱者届書・変更届

(1) 事業場の種類

次の政令で定める事業の区分により当てはまる数字を記載してください。

ア 施行令第41条第1号に規定する事業（電気めっきを行う事業）

イ 施行令第41条第2号に規定する事業（金属熱処理を行う事業）

ウ 施行令第41条第3号に規定する事業（毒物劇物の運送の事業 ※）

エ 施行令第41条第4号に規定する事業（しろありの防除を行う事業）

※ 最大積載量が5,000キログラム以上の自動車若しくは被牽引自動車(以下「大型自動車」という。))に固定された容器を用い、又は内容積が厚生労働省令で定める量以上の容器を大型自動車に積載して行う毒物又は劇物の運送の事業

(2) 事業場の名称及び所在地

毒物劇物業務上取扱者届書

ア 他の登録業種（毒物劇物販売業等）がある場合は、その名称を記載してください。

また、名称については、「〇〇工場」、「××営業所」まで記載してください。

届出される事業場の所在地及び事業場の名称を記載してください。

イ 所在地は、住居表示のとおり記載し、ビル等の場合は、「〇〇ビル△階」等詳しく記載してください。

変更届

ア 届出されている事業場の名称及び事業場の所在地を記載してください。

イ 事業場の名称を変更する場合は届出書に変更後の名称を記載してください。

(3) 取扱品目

電気めっきを行う事業及び金属熱処理を行う事業においては、無機シアン化合物たる毒物名又は無機シアン化合物たる毒物を含有する製剤名を、運送の事業においては、施行令別表第2（P.1表 右欄一～二十三参照）のうち取り扱う品目を、しろありの防除を行う事業にあつては砒素化合物たる毒物名又は砒素化合物たる毒物を含有する製剤名を記載してください。

なお、取扱品目が多くて欄内に書けない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に取

扱品目を記入の上、添付してください。（※運送の事業の場合、別紙「取扱品目の変更事項」を使用してください。）

(4) 変更年月日(※**変更届**のみ)

ア 変更が生じた年月日を記載してください。

イ 法人の届出者氏名・住所が変更する場合は登記された年月日ではありませんので注意してください。

(5) 備考欄

ア 届出を要する業務上取扱者（法第 22 条第 1 項）に該当することとなった年月日を記載してください。

イ 既に毒物劇物販売業等の登録を取得している場合は、登録番号及び登録年月日（登録票の有効期間の開始年月日）を記載してください。

(6) 届出者の住所、氏名

住所は、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店の所在地を記載してください。

(7) 付近の見取図

ア 北方向を上にして記載してください。

イ 駅、バス停などの公共施設や、目標となるような建物との位置関係が把握できるように記載してください。

ウ 住宅地図等のコピーでも構いません。

(8) 事業場の平面図

ア 定規等を用いて正確に作成してください。

イ 寸法、方角、出入口、通路を明確に記載してください。

ウ 電気めっきを行う事業、金属熱処理を行う事業、しろありの防除を行う事業においては毒物劇物保管場所を明確に記載してください。

運送の事業においては、事務所及び車庫を明確に記載してください。

エ 電気めっきを行う事業、金属熱処理を行う事業においては無機シアン化合物又はその製剤を使用する場所や廃水処理設備等の設置場所を明確に記載してください。

オ 事業場の所在地と離れた場所に倉庫（運送の事業においては車庫）等がある場合は、その所在地も記載してください。

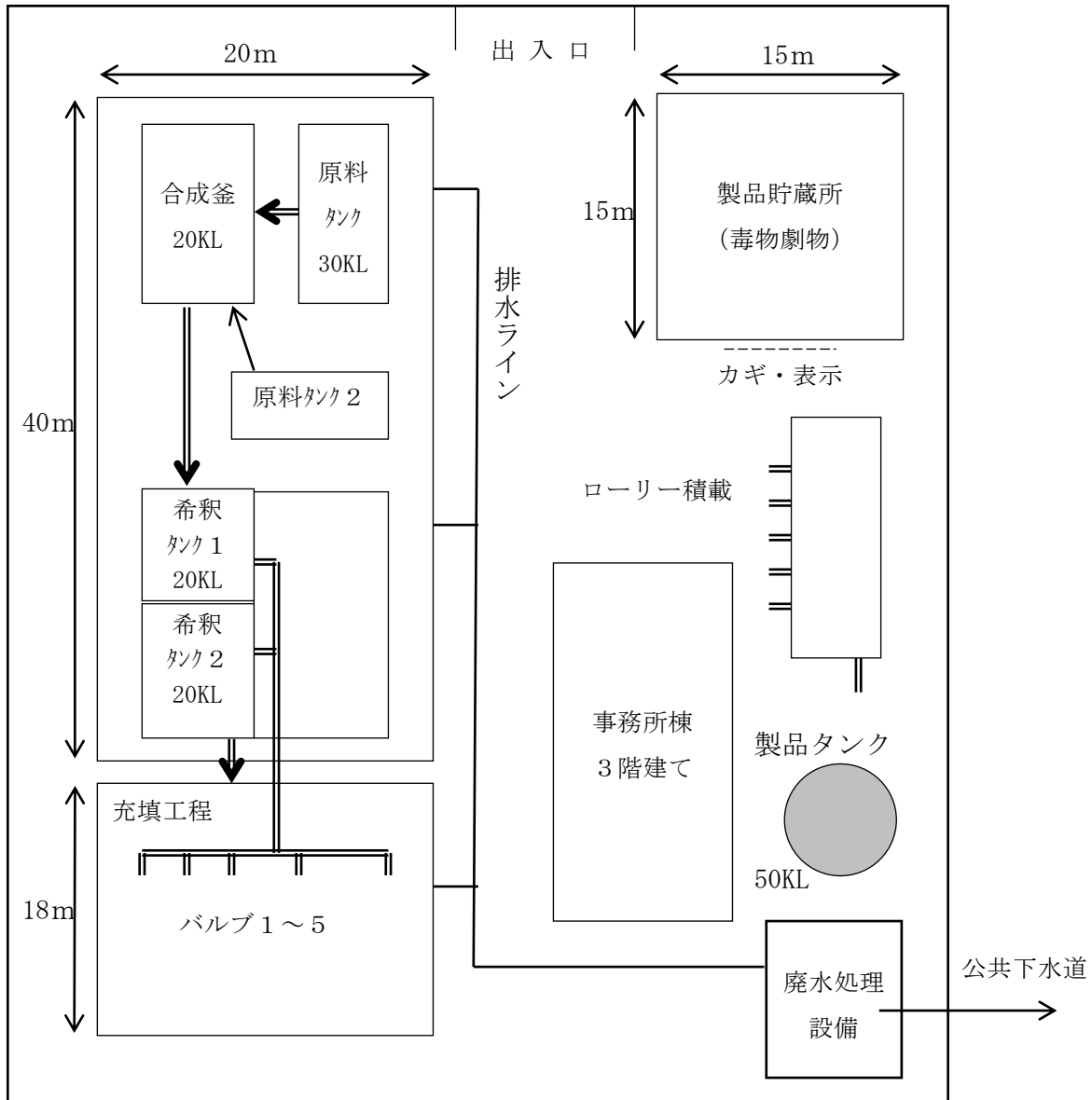
(9) 保管場所・保管庫（毒物劇物運搬車両）の概要図

床、壁の材質、施錠設備等及び「医薬用外毒物、劇物」の表示が確認できるように記載してください。

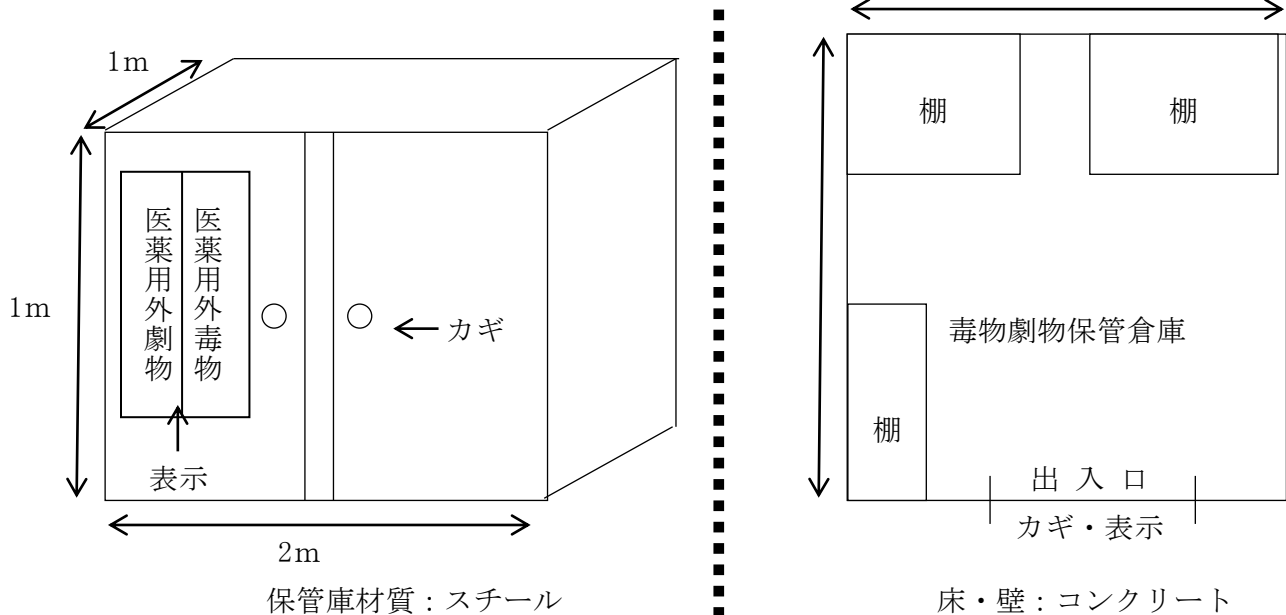
なお、保管倉庫の入口が複数ある場合には、それぞれの施錠設備及び「医薬用外毒物、劇物」の表示を記載してください。

毒物又は劇物を 5 トン以上運搬する車両の写真（運送の事業の場合）については、0.3 m 平方の板に地を黒色、文字を白色として「毒」と表示し、車両の前後の見やすい箇所に掲げていることを確認できるものとしてください。また、1 回につき 1 トン以上運搬する場合には、容器又は被包の外部に、その収納した毒物又は劇物の名称及び成分の表示がなされていることを確認できるものとしてください。

<事業場の平面図記載例>



<毒物劇物保管場所の概要図記載例>



2 毒物劇物取扱責任者設置届・毒物劇物取扱責任者変更届

(1) 業務の種別

施行令第41条第1号（電気めっきを行う事業）・施行令第41条第2号（金属熱処理を行う事業）・施行令第41条第3号（毒物劇物の運送事業）・施行令第41条第4号（しろあり防除を行う事業）の別を記載してください。

(2) 届出年月日

業務上取扱者の届出をした年月日を記載してください。

(3) 事業場の所在地及び名称

毒物劇物業務上取扱者届書と同じ所在地、名称及び事業場の電話番号を記載してください。

(4) 毒物劇物取扱責任者の資格

次の区分により記載し、何れかに○を記してください。

ア 法第8条第1項第1号（薬剤師）

イ 法第8条第1項第2号（学課修了者：学校、学部、学科等を記載する）

ウ 法第8条第1項第3号（知事の行う試験の合格者）

※毒物劇物業務上取扱者の場合、一般毒物劇物取扱者試験合格者のみ認められます。

(5) 変更年月日（※毒物劇物取扱責任者変更届のみ）

毒物劇物取扱責任者に変更が生じた年月日を記載してください。

(6) 備考欄

毒物劇物取扱責任者の欠格事項について、無・有の何れかに○を記してください。
有の場合は、その内容も記入してください。

(7) 届出者の住所、氏名

当該事業場の届出者と同じ住所及び氏名を記載してください。

3 廃止届

(1) 廃止年月日

事業場を廃止した年月日を記載してください。

(2) 廃止の日に現に所有する毒物又は劇物の品名、数量及び保管又は処理の方法 （記載例）

○○（毒劇物名）△△mL×□□本を卸売会社に返品済み。

○○（毒劇物名）△△kg×□□個を産業廃棄物処理業者により処理済み。

(3) 備考欄

廃止の理由を記載してください。

(4) 届出者が死亡（個人）若しくは解散等（法人）したとき

届出者が死亡（個人）若しくは解散等（法人）したときは、その相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人等若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者が代理人として届出を行ってください。添付書類については別途ご相談ください。

4 添付書類の省略

(1) 添付書類を省略できる届出者

次の者が本市内に新たな毒物劇物業務上取扱者届・変更届等を行う場合であつて、既に当該営業に係る届出等において、当該書類を本市に提出している場合

- ア 医薬品医療機器等法に係る薬局等の許可を受けた者または許可申請中の者
- イ 毒物劇物販売業の登録を受けた者又は登録申請中の者
- ウ 毒物劇物業務上取扱者の届出を行った者

(2) 添付書類を省略できない場合

既登録店舗又は既届出事業場を廃止してから 30 日を超えて届出する場合

(3) 新規届出において省略できる添付書類と条件

ア 登記事項証明書

- ① 医薬品医療機器等法に係る薬局等の許可を受けた者又は許可申請中の者が、本市内で新たに毒物劇物業務上取扱者の届出を行う場合
- ② 毒物劇物販売業の登録を受けた者、登録申請中の者又は毒物劇物業務上取扱者の届出を行っている者が、本市内で新たに毒物劇物業務上取扱者の届出を行う場合
- ③ 毒物劇物業務上取扱者の届出を行っている者が、同じ場所で毒物劇物業務上取扱者の届出の種類を変えて届出を行う場合

※ただし、内容に変更がない場合に限る

イ 毒物劇物取扱責任者設置届の添付書類

(資格を証する書類の写し、診断書、雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類)

- ① 毒物劇物販売業の登録を受けている者が、同じ場所で新たに毒物劇物業務上取扱者の届出を行う場合

※毒物劇物取扱責任者が毒物劇物販売業における責任者と同一の者の場合

- ② 毒物劇物販売業及び毒物劇物業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者が異動により、本市内の同一経営者の新たな毒物劇物業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者になった場合（雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類は省略できません）

(4) 添付書類を省略する場合の届出書の備考欄への記載

申請書の備考欄へ記載してください。

(例) 本届出に係わる添付書類(〇〇〇〇〇)は毒物劇物販売業(第〇〇〇〇〇号)の申請書(変更届)に添付済み。

毒物劇物業務上取扱者届書

事業場	種類	令第 41 条第 号に規定する事業
	名称	
	所在地	〒
取扱品目		
備考		法第 22 条第 1 項に該当することとなった年月日： 年 月 日

上記により、毒物劇物業務上取扱者の届出をします。

令和 年 月 日

住所 〒
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地 〕
氏 名
〔 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 〕

大阪市長

〔連絡先〕 担当者名：
電話番号：

毒物劇物業務上取扱者届書

事業場	種類	令第 41 条第 ○ 号に規定する事業
	名称	△△ 株式会社
	所在地	〒530-8201 大阪市北区中之島○丁目○番○号 ○○ビル○階
取扱品目		○○（業務上届出を要する毒物劇物名）
備考		法第 22 条第 1 項に該当することとなった年月日： 令和○年○月○日

第 1 号：電気めっきを行う事業
第 2 号：金属熱処理を行う事業
第 3 号：毒物劇物の運送の事業
第 4 号：しろありの防除を行う事業

上記により、毒物劇物業務上取扱者の届出をします。

令和○年○月○日

個人の場合は現住所・個人名を記載。
法人の場合は登記された本店の所在地、商号及び代表者の役職名、氏名を記載。

住所 〒△△△-△△△△
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕 東京都○○区○○町○丁目○番○号
氏名
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕 △△ 株式会社
代表取締役 ○○ ○○

大阪市長

〔連絡先〕 担当者名：○○ ○○
電話番号：06-XXXX-XXXX

毒物劇物取扱責任者設置届

業 務 の 種 別	令第 4 1 条第 号に規定する事業	
届 出 年 月 日	年 月 日	
店 舗 、 事 業 場 の 所 在 地 及 び 名 称	所在地 名 称 電話 ()	
毒物劇物取扱責任者 の 住 所 及 び 氏 名	住 所 氏 名	
毒物劇物取扱責任者 の資格	・ 法第 8 条第 1 項第 1 号 (薬剤師) ・ 法第 8 条第 1 項第 2 号 () ・ 法第 8 条第 1 項第 3 号 (毒物劇物取扱者試験)	
備 考	毒物劇物取扱 責任者 の欠格事項	毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に 処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなっ た日から起算して 3 年を経過していないこと
	無・有 (その内容) 【添付書類の省略】 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 () () の申請書 (変 更届書) に添付済み。	

上記により、毒物劇物取扱責任者の設置の届出をします。

令和 年 月 日

住 所
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
氏 名
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

大阪市長

〔連絡先〕 担当者名：
電話番号：

毒物劇物取締法施行規則別記第8号様式②

新規届出の場合は記載しないでください。

毒物劇物取扱責任者設置届

業務の種類別	令第41条第○号に規定する事業	
届出年月日	令和○年○月○日	
店舗、事業場の所在地及び名称	所在地	大阪市北区中之島○丁目○番○号 ○○ビル○階
	名称	△△株式会社 電話（06-△△△△-△△□□）
毒物劇物取扱責任者の住所及び氏名	住所	大阪市○区○町○丁目○番○号
	氏名	大阪 太郎
毒物劇物取扱責任者の資格	・法第8条第1項第1号（薬剤師） ・法第8条第1項第2号（○○大学工学部応用化学科） ・法第8条第1項第3号（毒物劇物取扱者試験）	
備考	毒物劇物取扱責任者の欠格	毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に服する者、 一般・農業用品目・特定品目のいずれかを記載。 無・有（その内容）
	【添付書類の省略】 ☑登記事項証明書 □その他（ （□□株式会社○支店（登録番号：△△△△）令和○年○月○日届出）の申請書（変更届書）に添付済み。	

上記により、毒物劇物取扱責任者の設置の届出をします。

令和○年○月○日

個人の場合は現住所・個人名を記載。
法人の場合は登記された本店の所在地、商号及び代表者の役職名、氏名を記載。

住所

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
氏名
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

東京都○○区○○町○丁目○番○号
△△株式会社
代表取締役 ○○ ○○

大阪市長

〔連絡先〕 担当者名：○○ ○○
電話番号：06-XXXX-XXXX

診 断 書

氏 名		性 別	男 女
生年月日	昭和 平成 西暦	年 月 日	年 令 才

上記の者について、下記のとおり診断します。

1. 精神機能の障害 （□にチェックを付けること）

☐ 明らかに該当なし

☐ 専門家による判断が必要

専門家による判断が必要な場合において、診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況 （できるだけ具体的に記載して下さい。（注１））

2. 麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者でない。

診断年月日	令和 年 月 日
-------	----------

病院、診療所又は介護老人保健施設等の
名 称

所 在 地

TEL () (注２)

医師の氏名

（注１）精神機能の障害の程度・内容により、許可（登録、免許、指定、届出）された業務を行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるかを、専門家の意見を聞いて判断しますので具体的にお書き下さい。

（注２）必要に応じて、診断書を作成した医師から精神機能の障害の程度・内容をお聞きする場合がありますので、電話番号は必ず記載して下さい。

使用関係証書

次のとおり、使用関係にあることを証明します。

記

1 勤務場所の名称

所在地

2 勤務時間

時間/週

3 休日

4 管理者の場合、他の勤務地において薬事に関する実務に従事しないこと。

5 毒物劇物取扱責任者の場合、上記店舗専任の業務を行うこと。

令和 年 月 日

雇用者 住所

氏名

被雇用者（管理者・その他薬剤師又は登録販売者・毒物劇物取扱責任者）

住所

氏名

大 阪 市 長

毒物劇物取締法施行規則別記第 19 号様式の(1)

変 更 届

事 業 場	種 類	令第41条第 号に規定する事業	
	名 称		
	所 在 地		
取 扱 品 目			
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		年 月 日	
備 考		【添付書類の省略】 □登記事項証明書 □その他() ()の申請書(変更届書)に添付済み。	

上記により、変更の届出をします。

令和 年 月 日

住 所
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地 〕
氏 名
〔 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 〕

大阪市長

〔連絡先〕 担当者名 :
電話番号 :

毒物劇物取締法施行規則別記第 19 号様式の(1)

第1号：電気めっきを行う事業
第2号：金属熱処理を行う事業
第3号：毒物劇物の運送の事業
第4号：しろありの防除を行う事業

変更届

事業場	種類	令第41条第 〇 号に規定する事業	
	名称	△△ 株式会社	
	所在地	大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号 〇〇ビル〇階	
取扱品目		〇〇（業務上届出を要する毒物劇物名）	
変更内容	事項	変更前	変更後
	届出者氏名	〇〇 株式会社	△△ 株式会社
	届出者住所	大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
	事業場の名称	〇〇 株式会社	△△ 株式会社
変更年月日		令和〇〇年△△月□□日 変更が生じた年月日を記載。	
備考		【添付書類の省略】 ☒ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） (□□株式会社〇支店（登録番号：△△△△） 令和〇年〇月〇日届出)の申請書（変更届書）に添付済み。	

上記により、変更の届出をします。

令和〇年〇月〇日

個人の場合は現住所・個人名を記載。
法人の場合は登記された本店の所在地、商号及び代表者の役職名、氏名を記載。

住所
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
氏名
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
△△ 株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

変更後の内容を記載。

大阪市長

〔連絡先〕 担当者名：〇〇 〇〇
電話番号：06-XXXX-XXXX

毒物劇物取締法施行規則別記第9号様式②

毒物劇物取扱責任者変更届

業 務 の 種 別	令第41条第 号に規定する事業		
届 出 年 月 日	年 月 日		
店 舗、事 業 場 の 所 在 地 及 び 名 称	所在地 名 称 電話 ()		
変更前の毒物劇物取扱 責任者の住所及び氏名	住 所 氏 名		
変更後の毒物劇物取扱 責任者の住所及び氏名	住 所 氏 名		
変更後の毒物劇物取扱責任者の資格	・法第8条第1項第1号（薬剤師） ・法第8条第1項第2号（ ・法第8条第1項第3号（ 毒物劇物取扱者試験）		
変 更 年 月 日	年 月 日		
備 考	毒物劇物取扱 責任者 の欠格事項	毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと	無・有（その内容）
	【添付書類の省略】 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ （ ）の申請書 （変更届書）に添付済み。		

上記により、毒物劇物取扱責任者の変更の届出をします。

令和 年 月 日

住 所
 [法人にあっては、主たる事務所の所在地]
 氏 名
 [法人にあっては、名称及び代表者の氏名]

大阪市長

〔連絡先〕 担当者名 :
電話番号 :

毒物劇物取締法施行規則別記第9号様式②

第1号：電気めっきを行う事業
第2号：金属熱処理を行う事業
第3号：毒物劇物の運送の事業
第4号：しろありの防除を行う事業

毒物劇物取扱責任者変更届

業務の種類別	令第41条第○号に規定		
届出年月日	令和○年○月○日		
店舗、事業場の所在地及び名称	所在地 大阪市北区中之島○丁目○番○号 ○○ビル○階 名称 △△ 株式会社 電話 (06-△△△△-△△□□)		
変更前の毒物劇物取扱責任者の住所及び氏名	住所 大阪市○区○町○丁目○番○号 氏名 大阪 太郎		
変更後の毒物劇物取扱責任者の住所及び氏名	住所 大阪市△区△町△丁目△番△号 氏名 大阪 花子		
変更後の毒物劇物取扱責任者の資格	・法第8条第1項第1号（薬剤師） ・法第8条第1項第2号（○○大学工学部応用化学科） ・法第8条第1項第3号（毒物劇物取扱者試験）		
変更年月日	令和○○年△△月□□日		
備考	毒物劇物取扱責任者の欠格事項	毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと	無・有（その内容）
	【添付書類の省略】 ☒ 登記事項証明書 ☐ その他（ （□□株式会社○支店（登録番号：△△△△）令和○年○月○日届出）の申請書（変更届書）に添付済み。		無・有のいずれかを○で囲む。 有の場合はその内容を記載。

上記により、毒物劇物取扱責任者の変更の届出をします。

令和○年○月○日

個人の場合は現住所・個人名を記載。
法人の場合は登記された本店の所在地、商号及び代表者の役職名、氏名を記載。

住所

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕

氏名

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

東京都○○区○○町○丁目○番○号

△△ 株式会社
代表取締役 ○○ ○○

大阪市長

〔連絡先〕 担当者名：○○ ○○
電話番号：06-XXXX-XXXX

毒物劇物取締法施行規則別記第 19 号様式の(2)

廃 止 届

事 業 場	種 類	令第41条第 号に規定する事業
	名 称	
	所 在 地	
取 扱 品 目		
廃 止 年 月 日		年 月 日
廃止の日に現に所有する 毒物又は劇物の品名、数量 及び保管又は処理の方法		
備 考		

上記により、廃止の届出をします。

令和 年 月 日

住 所
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地 〕
氏 名
〔 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 〕

大阪市長

〔連絡先〕 担当者名 :
電話番号 :

毒物劇物取締法施行規則別記第 19 号様式の(2)

第1号：電気めっきを行う事業
第2号：金属熱処理を行う事業
第3号：毒物劇物の運送の事業
第4号：しろありの防除を行う事業

廃止届

事業場	種類	令第41条第 〇 号に規定する事業
	名称	△△ 株式会社
	所在地	大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号 〇〇ビル〇階
取扱品目		〇〇（業務上届出を要する毒物劇物名）
廃止年月日		令和〇〇年△△月□□日
廃止の日に現に所有する毒物又は劇物の品名、数量及び保管又は処理の方法		〇〇（毒劇物名）△△mL×□□本を卸売会社に返品済み。 〇〇（毒劇物名）△△kg×□□個を産業廃棄物処理業者により処理済み。
備考		廃止の理由（移転・完全廃止等）を記載。

上記により、廃止の届出をします。

令和〇年〇月〇日

個人の場合は現住所・個人名を記載。
法人の場合は登記された本店の所在地、商号及び代表者の役職名、氏名を記載。

住所
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕

氏名
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
△△ 株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

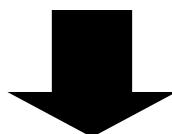
大阪市長

〔連絡先〕 担当者名：〇〇 〇〇
電話番号：06-XXXX-XXXX

取扱品目の変更事項（該当項目に○をお付けください）

<変更前>

	黄燐		硅弗化水素酸
	四アルキル鉛を含有する製剤		ジメチル硫酸
	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの		臭素
	弗化水素及びこれを含有する製剤		硝酸及びこれを含有する製剤(硝酸10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
	アクリルニトリル		水酸化カリウム及びこれを含有する製剤(水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
	アクロレイン		水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤(水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
	アンモニア及びこれを含有する製剤(アンモニア10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの		ニトロベンゼン
	塩化水素及びこれを含有する製剤(塩化水素10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの		発煙硫酸
	塩素		ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤(ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
	過酸化水素及びこれを含有する製剤(過酸化水素6%以下を含有するものを除く。)		硫酸及びこれを含有する製剤(硫酸10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
	クロルスルホン酸		
	クロルピクリン		
	クロルメチル		



<変更後>

	黄燐		硅弗化水素酸
	四アルキル鉛を含有する製剤		ジメチル硫酸
	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの		臭素
	弗化水素及びこれを含有する製剤		硝酸及びこれを含有する製剤(硝酸10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
	アクリルニトリル		水酸化カリウム及びこれを含有する製剤(水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
	アクロレイン		水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤(水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
	アンモニア及びこれを含有する製剤(アンモニア10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの		ニトロベンゼン
	塩化水素及びこれを含有する製剤(塩化水素10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの		発煙硫酸
	塩素		ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤(ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
	過酸化水素及びこれを含有する製剤(過酸化水素6%以下を含有するものを除く。)		硫酸及びこれを含有する製剤(硫酸10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
	クロルスルホン酸		
	クロルピクリン		
	クロルメチル		

